

国民年金保険料 免除・猶予制度

収入の減少や失業等の経済的理由で、国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が「免除」または「猶予」となる制度があります。

▼免除・猶予の種類

①免除(全額免除・一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料が全額または一部免除されます。なお、一部免除は、減額された保険料を納付しないと未納となりますので、ご注意ください。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料納付が猶予されます。

なお、納付猶予が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間(受給資格期間)に算入されます

が、年金額には反映されませんが、この猶予分を10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

▼対象期間

令和元年7月から令和2年6月分の免除・猶予申請を受け付けています。

※申請日から過去2年1か月前まで遡って申請できます。

▼申請に必要なもの

- 個人番号(マイナンバーカード・通知カード等)または基礎年金番号(年金手帳等)が分かるもの
- 印かん
- 雇用保険受給資格者証や離職票等の写し(失業による申請の方)

学生の方は学生納付特例制度の申請を

▼対象期間

平成31年4月から令和2

申問千葉年金事務所
☎043(242)6320
住民課国保年金班
☎(84)1214

年3月分の学生納付特例申請を受け付けています。 ※申請日から過去2年1か月前まで遡って申請できます。

▼申請に必要なもの

- 個人番号または基礎年金番号が分かるもの(マイナンバーカード・年金手帳等)
 - 印かん
 - 学生証(コピー可)または在学証明書(原本)
- ※審査は日本年金機構で行われ、後日、承認または却下通知が郵送されます。



年金ポータルサイト開設

厚生労働省では、年金のことを分かりやすくみなさんにお伝えするため、「わたしとみんなの年金ポータル」サイト (<https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/>) を開設しています。

ライブイベントに照らし合わせた年金のこと、ご自身が加入している年金制度のことなどを知ることができます。

情報公開及び個人情報保護制度の実施状況

公正で開かれた行政運営を推進するため、町が保有する情報の提供や公文書の開示について定めた「情報公開条例」と町が保有する個人情報の適正な取扱いと情報を開示する権利などを保障する「個人情報保護条例」を制定し、その実施状況を毎年公表しています。

☎総務課行政班 ☎84-1211

○平成30年度情報公開制度

請求件数	決定区分				取下げ	不服申立
	開示	部分開示	非開示	文書不存在		
31	6	2	0	23	0	0

○平成30年度個人情報保護制度

請求件数	決定区分				取下げ	不服申立
	開示	部分開示	非開示	文書不存在		
2	0	1	0	1	0	0